平成２５年（へ）第１１号
広島市中区吉島西３丁目14番19―404号
申立人　打越富美子
申立人代理人弁護士　中野　利大
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月27日
平成26年１月28日　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
第720号割引商工債券　無記名式
券種枚数　⑴10万円券３枚⑵50万円券１枚⑶100万円券２枚
記番号　⑴006089～006091⑵002821⑶014353～014354
売出期間　平成14年１月28日から平成14年２月12日まで
償還期日　平成15年２月12日
発行者　株式会社商工組合中央金庫
支払場所　株式会社商工組合中央金庫本店、国内各支店・出張所
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５号
兵庫県加古川市加古川町寺家町363―３
申立人　小西　文孝
申立人代理人弁護士　菊井　公策
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月24日
平成26年１月28日　尾道簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｓ08088
金額　10,000,000円
支払期日　平成25年９月10日
支払地　広島県尾道市
支払場所　株式会社広島銀行尾道支店
振出日　平成25年６月20日
振出地　広島県尾道市東尾道15番地29
振出人　アンデックス株式会社　代表取締役　田邊　耕造
受取人　株式会社北村電気工業
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｓ08089
金額　5,000,000円
⑶手形番号　Ｓ08090
金額　2,540,250円
⑵及び⑶の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
申立人　独立行政法人水資源機構
代表者理事長　甲村　謙友
権利の届出の終期　平成26年１月24日
平成26年１月29日　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市山城町大和川字ヲカヤ912番２
山林　200平方メートル
土地　三好市山城町大和川字ヲカヤ913番２
畑　250平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正15年５月３日受付第862号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正15年５月３日設定
債権額　1,500円
抵当権者　三好郡三縄村大字川崎177番屋敷
持分２分の１
上西　忠蔵
三好郡山城谷村26番屋敷
２分の１
宮前　許市

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２号
岩手県釜石市新町７番23号
債務者　有限会社イトー商事
代表者代表取締役　伊藤　敏彦
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　静香
４　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年５月14日午後１時30分
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
千葉県柏市中新宿１丁目８番48号
債務者　ユーネリオン株式会社
代表者代表取締役　太田　房男
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　徳子
４　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前10時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７９号
神戸市西区井吹台東町１丁目４番地５―1202号
債務者　有限会社レストランオリエンタル
代表者代表取締役　中村　淑郎
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
４　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
神戸市東灘区住吉東町３丁目７番５号
債務者　株式会社リノカンパニー
代表者代表取締役　本田　典子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三道　政弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
熊本市中央区国府３丁目15番10号
債務者　株式会社進光
代表者代表取締役　濵本　文江
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
山口県岩国市青木町３丁目53番22号
債務者　有限会社吉田工業所
代表者代表取締役　吉田　隆治
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　貴士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時15分
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１６号
京都市右京区嵯峨野芝野町９番地76
債務者　株式会社カーリメイク・プロ
代表者代表清算人　吉田　透
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　友彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
横浜市中区長者町９丁目172番地４―11ポイント１Ｆ
債務者　株式会社らく
代表者代表取締役　白根　敬二
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南竹　要
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４号
横浜市南区平楽80番地
債務者　ジャパンライン鈴喜株式会社
代表者代表取締役　鈴木已喜男
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伴　広樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部